



2025 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 ID&E ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 新屋 浩明
(コード番号：9161 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長
小泉 慎
T E L : 03-5276-2454

**株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る
承認決議に関するお知らせ**

当社は、2025 年 3 月 11 日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 4 月 10 日から 2025 年 5 月 12 日まで整理銘柄に指定された後、2025 年 5 月 13 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです

①併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の割合

7, 000, 000 株を 1 株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

15,088,519 株

(注) 当社は、2025 年 3 月 11 日付の取締役会決議により、2025 年 5 月 14 日付で自己株式 5,851 株（2025 年 3 月 5 日現在の当社が所有する全ての自己株式 3,826 株に当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役（日本非居住かつ外国籍の者を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬のうち当社が無償取得する予定の 2,025 株を加えた数です。）を消却することを決定しておりますので、減少する発行済株式総数は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④効力発生前における発行済株式総数

15,088,521 株

(注) 当社は、2025 年 3 月 11 日付の取締役会決議により、2025 年 5 月 14 日付で自己株式 5,851 株（2025 年 3 月 5 日現在の当社が所有する全ての自己株式 3,826 株に当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役（日本非居住かつ外国籍の者を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬のうち当社が無償取得する予定の 2,025 株を加えた数です。）を消却することを決定しておりますので、効力発生前における発行済株式総数は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤効力発生後における発行済株式総数

2 株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

8 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、東京海上ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当社は、当該売却について、本株式併合が、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われ

るものであること、及び当社株式が2025年5月13日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性が低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合计数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年5月14日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者による当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である6,500円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、上記裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
東京海上ホールディングス株式会社

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合计数に相当する当社株式の取得に要する資金を手元資金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2024年11月20日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された預金残高証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、同日以降、1株に満たない端数の合计数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合计数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年6月上旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合计数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年6月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年8月下旬から9月上旬を目途に、当該売却代

金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却によって得られた代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年5月15日に効力が発生する予定です。

- （1） 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が8株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- （2） 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び現行定款第9条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （3） 本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現行定款第12条（基準日）及び現行定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年4月10日（木曜日）
整理銘柄指定日	2025年4月10日（木曜日）
当社株式の最終売買日	2025年5月12日（月曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年5月13日（火曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年5月15日（木曜日）（予定）

以 上